

高槻市物品購入契約等に係る郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）、高槻市競争入札心得（物品関係）、その他別に定めがあるもののほか、契約検査課が発注する物品の購入及び製造の請負（以下「物品購入等」という。）について、一般競争入札又は指名競争入札における郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 契約検査課が発注する物品購入等のうち、郵便入札を行うことが適正かつ合理的であると認められるものを対象とする。

(入札書の郵送方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他公告で指定する書類をあらかじめ指定する期日（以下、「入札書到着期限」という。）までに到達するよう、一般書留または簡易書留により封筒（以下「郵便入札用封筒」という。）で郵送しなければならない。この場合において、当該郵送に係る料金は入札参加者の負担とする。

2 郵便入札を行う際の郵便入札用封筒について、指名競争入札の場合は入札書を封入しなければならない。また、一般競争入札の場合の郵便入札用封筒は、内封筒及び外封筒の二重封筒とし、内封筒に入札書を、外封筒にその他公告で指定する書類を封入しなければならない。

3 郵便入札用封筒（第1号にあっては、前項の内封筒（以下「内封筒」という。）を除く。）の記載方法は、次のとおりとする。

(1) 宛名を「高槻市役所総務部契約検査課」とし、「入札書在中」の記載をすること。

(2) 入札参加者の記名押印、入札日及び件名を記載すること。

4 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

5 入札書到着期限までに到着した郵便入札用封筒の数が入札成立要件に満たない場合は、入札不成立とする。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、事前に入札辞退届を提出しなければならない。

(入札書の保管等)

第5条 入札書が到達したときは、郵便入札用封筒（一般競争入札にあつては、内封筒）を確認し、これを入札日まで契約検査課において厳重に保管するものとする。

(開札)

第6条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において入札参加者の中から選定した入札立会人を立ち合わせて執行する。入札立会人は契約検査課において選定する。（指名競争入札は業者指名時、一般競争入札は入札書到着時）

2 入札参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、契約担当課の入札担当職員に申し出ること。

3 選定された入札立会人が欠席した場合は、入札担当以外の職員が立ち会います。

4 入札立会人は、当該入札終了後に、入札立会確認書を作成することにより、公正かつ適正な入札であることを確認する。

5 落札となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合、抽選により、落札者を決定する。

(1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字を記載する。ただし、入札書に数字が記載されていないものは0とみなす。

(2) 入札立会人により2桁の乱数を抽選で決定する。

(3) 同額入札者にホームページ掲載の「物品・業務委託（施設管理を除く）入札参加資格者名簿に記載の相手方番号」（以下「相手方番号」という。）の小さい順でくじ番号を付ける。（0, 1, 2・・・）

(4) 同額入札者が記載した数字の合計に、(2)で決定した乱数を加え、同額入札者数で除す。

(5) 商の余りを用い、その数字と(3)の番号が一致した者を落札者とする。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書到着期限を過ぎて到着したもの。

- (2) 一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの。
- (3) 入札書が同封されていないもの。
- (4) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。
- (5) 郵便入札用封筒に、入札参加者の記名、入札日及び件名の記載がないもの並びに件名が確認できないもの。
- (6) 郵便入札用封筒に記載の入札参加者の記名及び件名と、同封された入札書の入札参加者の記名及び件名の同一性が確認できないもの。

(入札回数)

第8条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

(入札結果の通知)

第9条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者を含めた入札参加者に入札結果を電子メール等により連絡する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。